優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年五月十五日付官報の号外第一〇一号五十九頁に掲載されています。

平成二十九年八月一日

東京都新宿区[redacted]
[redacted]
[redacted]特定目的会社
取締役 [redacted]

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十三億九千万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年九月四日であり、社員総会の決議は平成二十九年七月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年五月十日付官報の号外第九十八号三十二頁に掲載されています。

平成二十九年八月一日

東京都中央区[redacted]
[redacted]
[redacted]特定目的会社
取締役 [redacted]